

2021年2月3日

取引先様各位

愛電株式会社
代表取締役 清田 淳一

勤務体制変更（緊急事態宣言対応）のお知らせ

2月2日付の政府による緊急事態宣言延長の発出を受け、弊社の勤務体制を下記の通り一部変更致します。

対象は「東京本社、首都圏西営業所、厚木営業所、大宮オフィス、大阪営業所、福岡営業所、中部地区」でございます。（北関東営業所は栃木県の緊急事態宣言解除に伴い、対象外に変更）

引き続き、最大限の努力を行い、取引先様にご迷惑をおかけしないよう対応して参りたいと思います。何卒、ご理解の程、宜しくお願い致します。

(1) 期間

1月12日（火）から3月5日（金）まで

※期間を延長致しました。

(2) 勤務体制（①時差通勤及び②在宅勤務）

① 時差通勤

1. 内容

- ・「9時50分～15時半」をコアタイムとし、以下のA～Cの3パターンにて、時差通勤を実施致します。
- ・尚、弊社の該当各拠点・部門により、以下のいずれの時差通勤を導入するかは異なります。導入しない場合もございます。

A. 2時間前倒し

6時50分出勤～15時30分退勤

B. 1時間前倒し

7時50分出勤～16時30分退勤

C. 1時間後ろ倒し

9時50分出勤～18時30分退勤

※通常出勤（時差通勤を実施しない場合）は8時50分出勤～17時半退勤です。

2. 対象

- ・対象拠点に勤務する事務系社員（業務課、管理部）

② 在宅勤務

1. 内容

- ・在宅勤務（8時50分出勤～17時半退勤）とします。

2. 対象

対象拠点に勤務する営業職及び技術部社員

(3) 本件に対するお問合せ先

1. 管理部 亀山 03-5608-7692／090-2866-2208 ykameyama@aiden-net.co.jp

以上